



平成26年12月16日

各 位

会 社 名 コムテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮 田 良 嗣
(コード：9657、JASDAQ)
問合せ先 取締役常務執行役員 戒 能 勢津雄
(TEL. 03-5419-5551)

**Y I ホールディングス株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果
並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

Y I ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が平成26年10月31日から実施しておりました当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成26年12月15日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成26年12月22日をもって、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「コムテック株式会社株式（証券コード9657）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

平成26年12月22日（本公開買付けの決済開始日）

(2) 異動が生じた経緯

公開買付者は、平成26年10月30日、本公開買付けを開始する旨を公表し、当社は、同日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、その旨の意見を公表しておりました。

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社普通株式2,708,540株を取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成26年12月22日（本公開買付けの決済開始日）付けで当社の総株主の議決権に対する公開買付者及び公開買付者代表取締役でありその議決権の100%を所有している伊倉佳紀氏の所有に係る議決権の割合の合算が50%超とな

り、公開買付者は新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、それに伴い、現在、当社の主要株主である筆頭株主のアサヒ商事有限会社は、同日付で主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1)	名 称	Y I ホールディングス株式会社	
(2)	所 在 地	神奈川県小田原市蓮正寺 408 番地 3	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 伊倉 佳紀	
(4)	事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有すること等	
(5)	資 本 金	100,000 円	
(6)	設 立 年 月 日	平成 26 年 10 月 6 日	
(7)	純 資 産	100,000 円	
(8)	総 資 産	100,000 円	
(9)	大株主及び持株比率	伊倉 佳紀	100.00 %
(10)	上 場 会 社 と 当 該 会 社 と の 関 係	資本関係	本日現在、Y I ホールディングス株式会社の株主である伊倉佳紀氏は、当社の普通株式 1,113,300 株（所有割合 19.98%）を所有しております。
		人的関係	当社の取締役である伊倉佳紀氏は、Y I ホールディングス株式会社の代表取締役を兼務しております。
		取引関係	該当事項はありません。

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

(1)	名 称	アサヒ商事有限会社
(2)	所 在 地	神奈川県小田原市蓮正寺 408 番地 3
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 伊倉 佳紀
(4)	事 業 内 容	飲食店の経営等
(5)	資 本 金	100,100,000 円

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、所有株式数及び議決権所有割合等

(1) 公開買付者

	属性	議決権の数/所有株式数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	一個 /—株 (—%)	一個 /—株 (—%)	一個 /—株 (—%)	第一位
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	27,085個 /2,708,540株 (48.60%)	一個 /—株 (—%)	27,085個 /2,708,540株 (48.60%)	第1位

(2) アサヒ商事有限会社

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主 順位
異動前	主要株主である筆頭株主	15,360個 (1,536,000株)	27.56%	第1位
異動後	主要株主	15,360個 (1,536,000株)	27.56%	第2位

(注1) (1)、(2)のいずれも、大株主順位は、直接所有分に基づく順位です。

(注2) 本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、異動前及び異動後の「議決権所有割合」及び「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、当社が平成26年11月13日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の当社の発行済普通株式総数(6,191,100株)から、同じく第39期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の当社の所有する自己株式数(618,200株)を控除した株式数(5,572,900株)に係る議決権数(55,729個)を分母として計算しております。

(注3) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」及び「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済普通株式（但し、当社が所有する自己株式及び応募対象外株式（注）を除きます。）の全てを取得することができなかったことから、平成26年10月30日付け「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、以下に述べる方法により、当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本全部取得手続」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。

(注) 平成26年10月30日付け「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けに際して、公開買付者は、(i)伊倉佳紀氏との間で、同氏が所有する当社普通株式1,113,300株について、(ii)アサヒ商事有限会社との間で、同氏が所有する当社普通株式1,536,000株について、それぞれ本公開買付けに応募しない旨を合意しており

ます。「応募対象外株式」とは、公開買付者が伊倉佳紀氏及びアサヒ商事有限会社との間で本公開買付けに応募しない旨を合意している当社普通株式（合計2,649,300株）をいいます。

なお、本全部取得手続の方法については、本公開買付け後の公開買付者の当社普通株式の所有状況、公開買付者以外の当社の株主の皆様が当社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法に変更し、また、上記方法又は当該他の方法の実施に時間を要する可能性があるとのことですが。但し、他の方法に変更する場合であっても、当社の株主が公開買付者及び非応募残存株主（伊倉佳紀氏及びアサヒ商事有限会社を総称していいいます。以下同じです。）のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様（非応募残存株主は除きます。）に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該株主の皆様が交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定であるとのことですが。

①本全部取得手続

当社は、本公開買付けが成立したことを受けて、公開買付者の要請により、本全部取得手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①当社が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）の規定する種類株式発行会社となるために当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式の当社株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に対して要請する予定であるとのことですが。

また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定であるとのことですが。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者及び非応募残存株主は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことですが。

上記各手続が実施された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当

社の株主の皆様（但し、当社を除きます。）には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類株式を公開買付者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されるとのことです。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却の結果、当該株主の皆様が交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であるとのことです。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類株式の内容及び数は本日現在未定ですが、かかる株式の数については、当社の株主が公開買付者及び非応募残存株主のみとなるよう、公開買付者及び非応募残存株主以外の当社の株主の皆様に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定であるとのことです。

なお、全部取得条項が付された当社普通株式の取得対価として交付されることとなる当社の別個の種類株式の上場申請は行われたい予定であるとのことです。

公開買付者は、原則として平成27年2月頃を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、当社に要請することを予定しているとのことです。当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記会社法第172条等に基づく株式取得価格の決定の申立てとは別に、上記②の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定がございますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

②合併

公開買付者は、本全部取得手続の完了後に当社を消滅会社とし、公開買付者を存続会社とする吸収合併を行うことを予定しておりますが、その具体的な日程等は未定であるとのことです。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、公開買付者は当社の親会社に該当しますが、当社は所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

以 上

添付資料

「コムテック株式会社株式（証券コード 9657）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 26 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 YI ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 伊倉 佳紀

コムテック株式会社（証券コード 9657）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

YI ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 10 月 30 日、コムテック株式会社（コード番号：9657、東証 JASDAQ 上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 26 年 10 月 31 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 26 年 12 月 15 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

YI ホールディングス株式会社
神奈川県小田原市蓮正寺 408 番地 3

(2) 対象者の名称

コムテック株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,923,528 株	1,461,115 株	— 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,461,115 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者普通株式の最大数である 2,923,528 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 26 年 10 月 30 日に公表した平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 26 年 9 月 30 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（6,191,100 株）から、①同じく対象者平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算短信に記載された対象者が平成 26 年 9 月 30 日現在所有する自己株式数（618,272 株）並びに②伊倉佳紀氏及びアサヒ商事有限会社が公開買付者との間で本公開買付けに応募しない旨を合意している対象者普通株式の数（合計

2,649,300 株) を除いた数となります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 26 年 10 月 31 日 (金曜日) から平成 26 年 12 月 15 日 (月曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 930 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (1,461,115 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数 (2,708,540 株) が買付予定数の下限 (1,461,115 株) 以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書 (その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。) に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 26 年 12 月 16 日に報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	2,708,540 株	2,708,540 株
新 株 予 約 権 証 券	一株	一株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	一株	一株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	一株	一株
株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株
合 計	2,708,540 株	2,708,540 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合 - %)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	26,494 個	(買付け等前における株券等所有割合 47.54%)

買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	27,085 個	(買付け等後における株券等所有割合 48.60%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	26,493 個	(買付け等後における株券等所有割合 47.54%)
対象者の総株主等の議決権の数	55,654 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成26年11月13日に提出した第39期第2四半期報告書（以下「第39期第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第39期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（6,191,100株）から、第39期第2四半期報告書に記載された同日現在対象者が所有する自己株式数（618,200株）を控除した株式数（5,572,900株）に係る議決権数（55,729個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

② 決済の開始日

平成26年12月22日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送いたします。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募の受けをした応募株主等口座へお支払いいたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。なお、対象者普通株式は、現在、株式会社東京証券取引所が開設する JASDAQ（スタンダード）に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付け成立後に、対象者の株主を公開買付者、伊倉佳紀氏及びアサヒ商事有限会社のみとする手続を企図しておりますので、当該手続が実行された場合には、対象者普通株式は、東京証券取引所の規定に従い、所定の手続を経て

上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

YIホールディングス株式会社（神奈川県小田原市蓮正寺408番地3）

株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上